6 農 政 第 1 8 5 2 号 令 和 7 年 1 月 2 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名	久留米市						
(市町村コード)	(402036)						
地域名	犬塚地域						
(地域内農業集落名)	(小犬塚・新茶園	屋、寿美•仲小路、立稲葉、下小犬塚、生津、福光、清松、壱町原)					
力差の独田を取り	+	令和 6年 9月 26日					
協議の結果を取り	まとめた千月日	(第1回)					

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

犬塚地域は、農地耕作に携わる農業者が現在635名(うち入作者67名)であり、地域の農用地等面積333.6haでは複数の農事組合法人を中心に営農が行われている。

地域農業の主たるものは、米・麦・大豆などの土地利用型農業だが、イチゴ等の園芸農業や養鶏等の畜産業も盛んである。また、地域の農業者の平均年齢は74.8歳であり、数年で離農する農業者が見込まれるため、次の担い手への引継ぎが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業の中心は、農地保全の観点からも引き続き土地利用型農業と、いちごを中心とした園芸農業やたまねぎ等の野菜の作付け等による複合経営である。担い手については大規模農家や法人等を考えており、更なる集積に努め、大規模化することで経済性や効率性を確保し、所得の安定を目指していく。 また、安定した出荷が可能で、期間的雇用も見込まれるいちご等の園芸農業の拡大についても取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	333.6 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	333.6 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3	農業	(の将え	刀将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項										
	(1)	農用均	也の身	集積、集約 化	との	 方針							
						、や集落営農組織等の					る。	将来の農業の	
	効¤	か率化のため、農地中間管理機構を活用してさらに農地を集約することを検討する。											
	(2)	(2)農地中間管理機構の活用方針											
		農地の権利移動の手段として農地中間管理機構を現在活用している。今後もさらに規模を拡大していきたい											
	ළ ග	との意見もあるため、賃借料等の交渉等更なる農地中間管理機構への調整・協力を要請していく。											
		(3)基盤整備事業への取組方針											
				-定完了して	てい	るため、現在実施の予盟	定は	ないが、農地の	大:	規模化に向けて	畦	伴除去などを検	
	話了し 	けしていく。											
					-	成の取組方針 ニュー							
	-	多様な経営体の育成には、大規模担い手の協力がなければ進まないと思われる。現状では担い手の確保											
	が異 	が難しいため、まずは担い手確保のための手段・方策の検討を進める。											
	(5)	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	米	米・麦・大豆の防除作業委託について検討する。											
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選													
		1)鳥兽	状被害			②有機・減農薬・減肥料	7	③スマート農業		④畑地化·輸出等		5果樹等	
		⑥燃 米	斗• 資	 源作物等		⑦保全・管理等		8農業用施設		9耕畜連携等	7	⑩その他	
	【選	択した	上記	の取組方象	- 1								
		選択した上記の取組方針】 制助金等を活用し、農機具のDX化を進めていく方針。											
	THIP	3)亚寸	Z /D /	カレ、辰仮え	÷07	コンプログを使みていてリル	0						